

朝日スマート定期積金規定

1. (定期積金口座の開設)

この定期積金は朝日スマートアプリ(以下「本サービス」といいます)によりお客さまご本人名義の定期積金口座を開設することができます。この場合、開設する口座のお取引店は引落口座のお取引店とし、お届印は他に定期預金のお届印がある場合にも引落口座のお届印と共通とさせていただきます。

2. (掛金の払込方法)

この定期積金は開設時に指定された払込日に、引落口座から振替により契約期間内において掛金を払込みさせていただきます。

3. (掛金の払込金額)

この定期積金の払込金額は、1回当たり10,000円以上とします。また、払込単位は1,000円単位とします。
払込金額、払込単位は、当金庫の都合により変更することがあります。

4. (契約日と適用利回り)

- (1)契約日は、本サービス操作当日とします。(操作完了時点の日が契約日となります。)
- (2)この定期積金の適用利回りは、契約日における当金庫所定の利回りとし、満期日まで適用します。

5. (契約期間)

この定期積金の契約期間は、1年、2年、3年、4年、5年です。
契約期間は、当金庫の都合により変更することがあります。

6. (通帳・証書の発行)

この定期積金の通帳・証書の発行は行いません。
本サービスにて契約内容をご確認いただくことができます。

7. (給付契約金の支払時期)

この定期積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

8. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、以下のとおり取り扱います。

(1) 自動振替による払込みが遅延された場合

- ①払込み遅延が4ヵ月(4回)未満の場合は、満期日到来時に解約させていただきます。
- ②払込みが4ヵ月(4回)遅延となると自動振替を停止し、引落口座(普通預金)へ全額入金(解約)させていただきます。

(2) 契約期間中に払込みの遅延があった場合

契約期間中に払込みの遅延があった場合は、満期日に契約時の約定利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息を徴求させていただきます。
ただし、遅延利息徴求時に元本を下回る場合は、元本のみを支払いとします。

9. (給付補填金等の計算)

- (1)この定期積金の給付補填金は口座開設時の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2)約定通り払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ①この定期積金の契約期間中に口座開設時の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日(解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日)までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この定期積金の掛金残高相当額とともに引落口座へ払戻します。
 - ②当金庫がやむを得ないと認めて満期日前の解約をするとき、および第12条第6項または第7項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金利率によって計算し、この定期積金の掛金残高相当額とともに引落口座へ払戻します。
 - ③この計算の単位は1円とします。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この定期積金は、第12条第7項第1号 A から G および第2号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第7項第1号 A から G および第2号 A から E の一にでも該当する場合には、当金庫はこの定期積金の契約をお断りするものとします。

11. (取引等の制限)

- (1)預金者が当金庫からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合(当該依頼が預金者から届出のあった住所に到達しない場合を含みます。)には、当金庫は、当該預金者について払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (2)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合または預金者が在留資格を取り消された場合、当金庫は、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (3)前第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。
 - ①不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
 - ②海外送金、外貨預金、貿易取引等外為取引全般
 - ③当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した個別の取引
- (4)前第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、

マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当金庫は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。

12. (解約)

- (1) 満期解約は、約定どおりに掛金を払込みされた場合、掛金残高相当額および給付補填金を満期日に引落口座へ入金します。
- (2) 約定どおりに掛金の払込みがされなかった場合、第9条第2項に基づき手続きします。
- (3) 満期未到来のこの定期積金に対して中途解約をすることができます。当金庫がやむを得ないと認めた場合、解約後の掛金残高相当額および解約利息を引落口座へ入金します。
- (4) 原則として営業店店頭での解約の取り扱いはいたしません。ただし、以下の場合は、お取扱店へのご来店により解約手続きを受付いたします。
 - ① システム障害などにより本サービスからの中途解約ができない場合。
 - ② 当金庫がやむを得ないと認めた場合。

この定期積金を解約するときは、所定の払戻請求書に届出の印章により署名押印して当店に提出してください。この解約の手續に加え、この積金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認資料の提示を求めます。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

【ご持参いただく書類】

- ・普通預金（引落口座）のお届け印
- ・本人確認資料（運転免許証などの公的書類）

- (5) 上記のいずれの場合（満期解約、中途解約、来店による解約）にも引落口座へ入金するものとし、現金でのお支払はいたしません。
- (6) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または積金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この積金の預金者が第16条に違反した場合
 - ③ この積金が法令等や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 住所変更の届出を怠る等により、当金庫において預金者の所在が不明となった場合
 - ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者に確認した事項、および第11条（「取引等の制限」）第1項で定める当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りであることが明らかになった場合
 - ⑥ この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が積金口座の解約が必要と判断した場合
 - ⑦ 第11条（「取引等の制限」）第1項または第2項に定める取引等の制限に係る事象が当金庫が別途公表する期間以上に渡って解消されない場合
 - ⑧ 上記①から⑦までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- (7) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、この定期積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの定期積金を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他AからFに準ずる者
 - ② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

(8) 前項により、この定期積金が解約され掛金残高がある場合、所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して本人確認書類とともに当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

13. (届出事項の変更等)

- (1) この定期積金の印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) この定期積金の印章を失った場合の給付契約金等の支払いは当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

- (4) 預金口座の開設等の際には、当金庫は、法令で定める本人特定事項等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届出てください。
14. (成年後見人等の届出)
- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
15. (印鑑照合)
- 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
16. (譲渡、質入れの禁止)
- この定期積金は、譲渡または質入れはできません。
17. (通知等)
- 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったとき、または預金者が到達を妨げた場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
18. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)
- (1) この定期積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この定期積金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、金庫所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当店に提出してください。ただし、この定期積金で担保される債務がある場合には当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は滞りなく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この定期積金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利回を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率・料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
19. (規定の変更等)
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上